

2026年第1週以降の感染症情報(週報)について

毎週発行しております長野県感染症情報(週報)について、2026年(令和8年)第1週分から以下の点を変更しますので、お知らせいたします。

1 定点医療機関数の変更

国の基準変更(※)に伴い、県内の定点医療機関数を変更します。

なお、眼科定点、基幹定点及び性感染症定点医療機関数は変更ありません。

(定点の種類)	(従来)	(変更後)
急性呼吸器感染症(ARI)定点:	80カ所	⇒ <u>50カ所</u>
小児科定点:	50カ所	⇒ <u>28カ所</u>

※保健所の統廃合や人口減少により、保健所管内の人団にばらつきが生じていることなどから、国において、都道府県ごとの感染症の流行状況をこれまでどおり把握できるよう検証の上、定点医療機関数の見直しが行われました。

※変更前後のデータ比較については、解釈に留意が必要です。

2 レイアウト等の変更

既存の感染症情報について、

- ・情報が分散しており、確認したい情報の場所が分かりにくい
 - ・文字や図が小さいため読みにくい
- 等のご意見を頂いたことから、レイアウトを以下のとおり変更します。

- ① 主な感染症の動向に関する「情報編」と、すべてのデータを掲載した「データ編」の2部構成としました。
- ② 「データ編」は、確認したい情報の掲載ページが分かるよう目次を掲載するとともに、すべての定点把握疾患のグラフを掲載するなど内容を充実しました。
- ③ これまで、月に1回発行していた月報(※)を週報に組み込み、病原体検出状況も掲載することとしました。
- ※性感染症や薬剤耐性菌感染症を掲載

発行は、これまでどおり原則毎週水曜日に行います(第1週分は令和8年1月8日(木)発行予定)。

(問合せ先)
長野県健康福祉部疾病・感染症対策課
026-235-7148(直)
026-232-0111(代)内線 4135
026-235-7334(FAX)